

# 国民健康保険制度が変わります

■問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

## 平成30年4月からは都道府県と市町村が共同で運営

これまでの国民健康保険は、市町村が個別に運営してきましたが、平成30年4月からは、都道府県と市町村が共同で運営することになります。

都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。また市町村事務の効率化・標準化・広域化を図ります。

平成30年4月からの都道府県と市町村の主な役割	
都道府県の主な役割	市町村の主な役割
国保運営の中心的な役割 (財政運営の責任主体) ▷各市町村の国保事業費納付金を決定 ▷各市町村の標準保険料率を提示 ▷給付に必要な費用を全額、市町村へ支払い ▷国保の統一的な運営方針を決定	国保加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施 ▷国保加入者の資格管理(各種届出の受け付け、保険証の発行など) ▷保険料の賦課・徴収 ▷給付の決定・支払い ▷国保事業費納付金を都道府県に納付 ▷保健事業など、国保加入者の健康づくりのための事業を実施

## 変わること

### ■保険者証などの様式が変わります

都道府県も市町村と共同で国保運営を担うことから、保険証や限度額適用認定証などの様式が一部変更になります。(※交付済みの限度額適用認定証、特定疾病療養受療証などは有効期限まで使えます)

### ■高額療養費の多数回該当が引き継がれます

都道府県内での住所変更の際、世帯の継続性が保たれていれば、高額療養費の多数回該当(※)が引き継がれ、医療費の自己負担額が軽減される場合があります。

※過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上ある場合、自己負担限度額が引き下げられる制度のこと。

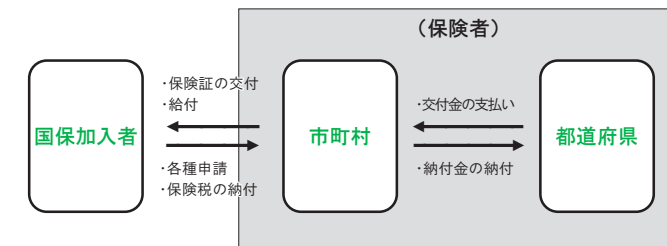
## 変わらないこと

### ■各種申請手続きなどの窓口は今までと変わりません

制度の変更に伴い、国保加入者の皆さんが手続きをする必要はありません。

財政運営の主体が都道府県に移るだけで、保険料の納付先や国保加入・脱退・住所変更など各種申請手続きの窓口は引き続き市町村が担います。

### ■平成30年4月からの国保の仕組み

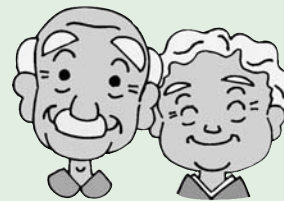


## 平成30年4月から 後期高齢者医療制度が変わります

- ▶ 後期高齢者医療保険料の賦課限度額が62万円(現行57万円)に引き上がります。
- ▶ 後期高齢者医療保険料の低所得者に係る軽減判定所得の均等割を減額する基準を、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額が50万円(現行49万円)に引き上がります。また5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額が27.5万円(現行

27万円)に引き上がります。

- ▶ 後期高齢者医療制度の発足時における激変緩和措置として実施されてきた保険料軽減措置について、制度の持続性を高め世代間・世代内の負担の公平を図る観点から、年収約153万円～約211万円の人の所得割は平成29年度まで特例的に2割軽減されていましたが、平成30年度から軽減が廃止されることとなります。また、元被扶養者で、特定の要件に該当する人の均等割は、平成29年度まで特例的に7割軽減されていましたが、平成30年度から5割軽減になります。



# 庁舎1階南フロアの各課の配置が変更になりました

プライバシーに配慮した間仕切りや、業務が一目でわかるサインを設置するなど、町役場庁舎1階南フロアの窓口を改装しました。改装に伴い、南フロアの各課の配置を東側から町民福祉課、出納室、税務課の順に換えましたので、お知らせします。

これからも町民の皆さんが利用しやすく、充実したサービスを受けることができる役場を目指します。

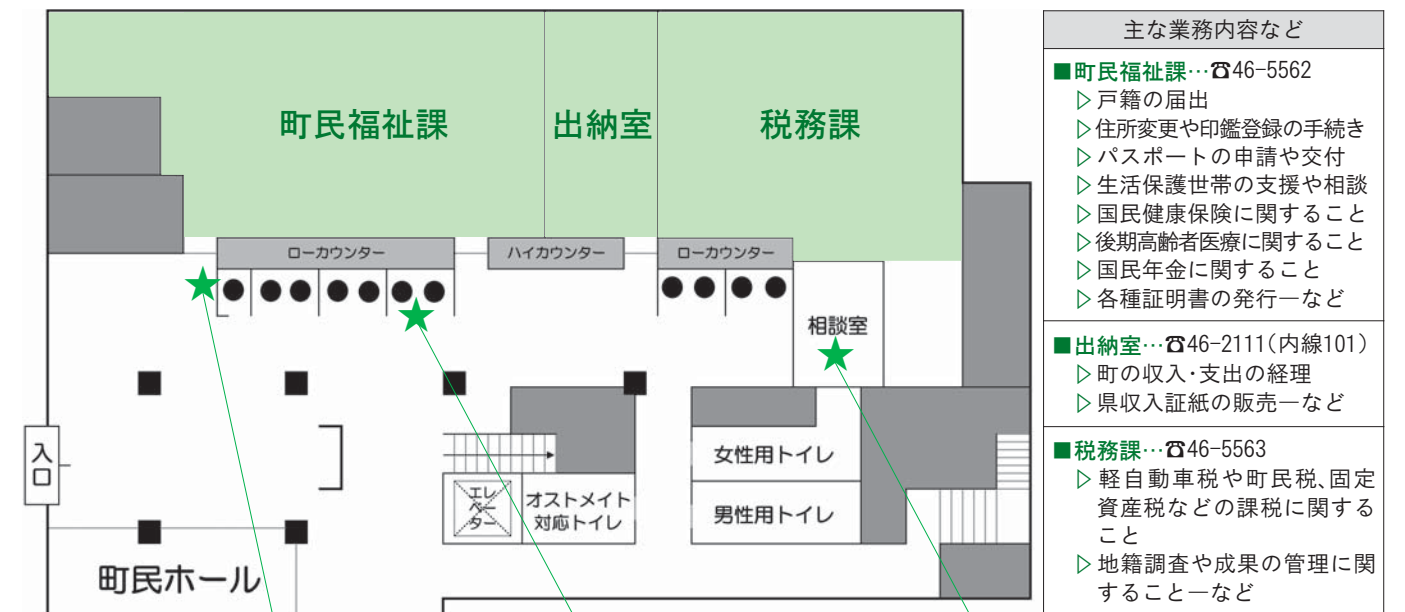
■問い合わせ先…総務課 ☎46-5540

### ■窓口利用時間…(平日) 8:30~17:15

※町民福祉課と税務課の各種証明書発行や公金の収納などの一部の業務については、毎週月曜日に限り、19:00まで窓口利用時間を延長しています。

## FLOOR GUIDE

# 平泉町役場 フロアガイド



主な業務内容など	
■町民福祉課…☎46-5562	▷ 戸籍の届出 ▷ 住所変更や印鑑登録の手続き ▷ パスポートの申請や交付 ▷ 生活保護世帯の支援や相談 ▷ 国民健康保険に関すること ▷ 後期高齢者医療に関すること ▷ 国民年金に関すること ▷ 各種証明書の発行など
■出納室…☎46-2111(内線101)	▷ 町の収入・支出の経理 ▷ 県収入証紙の販売など
■税務課…☎46-5563	▷ 軽自動車税や町民税、固定資産税などの課税に関すること ▷ 地籍調査や成果の管理に関することなど

### POINT 1 サイン表示を業務内容に変更



業務内容を表示することで、各窓口で扱う業務を来庁者に分かりやすくしました。

### POINT 2 ローカウンターと間仕切りを設置



来庁者が座りながら職員とやりとりできるローカウンターなどを設置しました。

### POINT 3 個室の相談室を新たに設置



プライバシーを守り、来庁者と職員が話しやすい環境をつくりました。